

平成 28 年 9 月 21 日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

民法（相続関係）等の改正に関する中間試案に対する意見について

平成 28 年 7 月 12 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以上

民法（相続関係）等の改正に関する中間試案に対する意見

平成 28 年 9 月

一般社団法人全国銀行協会

目 次

I はじめに	1
II 銀行界における重要論点事項に対する意見	2
第2 遺産分割に関する見直し	
2 可分債権の遺産分割における取扱い	2
(1) 甲案（可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方）	2
(2) 乙案（可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方）	3
(3) その他の意見	4
第3 遺言制度に関する見直し	
4 遺言執行者の権限の明確化等	
(3) 個別の類型における権限の内容	4
III II以外の各論点事項に対する意見	6
第2 遺産分割に関する見直し	
1 配偶者の相続分の見直し	
(1) 甲案（被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的な相続分を増やす考え方）	6
(2) 乙-1案（婚姻成立後一定期間が経過した場合に、その夫婦の合意により〔被相続人となる一方の配偶者の意思表示により他方の〕配偶者の法定相続分を引き上げることを認める考え方）	6
(3) 乙-2案（婚姻成立後一定期間の経過により当然に配偶者の法定相続分が引き上げられるとする考え方）	7
第3 遺言制度に関する見直し	
3 自筆証書遺言の保管制度の創設	8
4 遺言執行者の権限の明確化等	
(4) 遺言執行者の復任権・選任・解任等	8
第4 遺留分制度に関する見直し	
1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し	9
IV その他	10

I はじめに

去る平成 27 年 2 月 24 日の法制審議会総会において、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、民法のうち相続関係の規定を見直すよう、法務大臣から諮問が行われ、法制審議会民法（相続関係）部会（以下「部会」という。）が設置され、同年 4 月から審議が行われてきた。銀行界としても、同部会の委員（三井住友銀行法務部長 浅田隆）として審議に積極的に参加してきたところ、平成 28 年 6 月 21 日に開催された部会第 13 回会議において、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という。）が取りまとめられるに至った。

相続法は、一義的には個人、家族、市民社会の在り方に関わる家族法の側面を有するが、他方で、個人の資産承継や、債権者など企業を含む利害関係者との利益調整を図る財産法としての側面も有している。中間試案の提案内容は、相続人間の公平な遺産分割を規律しつつ、権利関係の早期の安定化を目指すものとなっており、提案の方向性については銀行界としても評価できるものである。

本意見書は、「II 銀行界における重要論点事項に対する意見」と「III II 以外の各論点事項に対する意見」に分けて記載しているところ、前者は、銀行実務における相続預金の払戻し等の手続の観点から特に重要な論点として、想定しうる問題点を整理し、意見を述べるものである。後者についても、銀行実務に影響のある論点として、問題点を整理し、若干の意見を述べている。

今後の検討に当たっては、相続に関わる各種の手続が迅速かつ円滑に行われるような制度設計となるよう、引き続き充実した議論をお願いしたい。

II 銀行界における重要論点事項に対する意見

第2 遺産分割に関する見直し

2 可分債権の遺産分割における取扱い

【総論】

預貯金債権等の可分債権につき遺産分割の対象とするとの方向性については、賛成する。

方向性については賛成するものの、これまで最判昭和29年4月8日における「当然分割」や学説を踏まえつつ積みあげられてきた銀行実務に鑑みて、これと平仄・整合性のとれた制度設計が必要であるほか、葬儀費用等への充当など、相続開始時における預貯金債権が果たす重要な役割にも鑑みると、遺産分割の対象とするとしても、実際の相続手続に照らした手当てが必要であることは言うまでもない。

他方で、銀行にとっての相続預金の払戻しは、後述する「勝手な」払戻し事案への対応を含め、円滑な払戻しと安定・確実な払戻しとの間において、しばしば困難な判断を迫られる業務である。そこで、銀行界としては、今次改正が負担を加重するものにはならないよう求め、また、負担を軽減させる仕組みを法令上の制度として設けることや、今後の遺産分割実務を円滑に進めるための解釈・解決策が示されることを要望する。

今回提案の甲案および乙案は、一長一短であり、現時点で、銀行界としてはいずれの案が適切かにつき意見の統一を図ることは困難である。

このため、本意見書においては、甲案および乙案につき今後検討を行うに当たり、更なる議論を求めるという趣旨から、それぞれの案に対する意見を述べることとする。

【各論】

(1) 甲案(可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方)

〔中間試案(該当箇所抜粋)〕

- ① 預貯金債権等の可分債権(注1)を遺産分割の対象に含めるものとする。
- ② 相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができるものとする。
- ③ 遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めるものとする。
- ④ 相続開始後遺産分割終了時までの間に、可分債権の弁済を受けた相続人については、その弁済を受けた金額を具体的相続分から控除するものとする。
- ⑤ 相続人が遺産分割前に弁済を受けた額がその具体的相続分を超過する場合には、遺産分割において、その超過額につきその相続人に金銭支払債務を負担させるものとする。
- ⑥ 相続人が遺産分割により法定相続分を超える割合の可分債権を取得した場合には、その相続人は、法定相続分を超える部分の取得について、対抗要件を備えなければ、債務者その他の第三者に対抗することができないものとする。
- ⑦ ⑥の対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。
 - ⑦ 相続人全員が相続人の範囲を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合
 - ① 相続人の一人が次の i 及び ii に掲げる場合に応じ、それぞれその後段に定める書類を示して債務者に通知をしたとき。
 - i 調停又は審判により遺産分割がされた場合 調停調書又は確定した審判書の謄本
 - ii 遺産分割協議が調った場合 遺産分割協議の内容及び相続人の範囲を明らかにする書面
 - ⑦ 債務者が⑥の相続人に対して承諾をした場合

- ⑧ ⑦の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。
- ⑨ 相続人は、その相続分を保全するため必要があるときは、家庭裁判所に対し、遺産に属する可分債権の行使を禁止する仮処分を求めることができるものとする(注2)。
- (注1) 預貯金債権以外の可分債権、例えば不法行為に基づく損害賠償請求権についても遺産分割の対象に含めるか否かについては、なお検討する。
- (注2) この場合には、遺産分割の審判又は調停の申立てをすることなく保全処分の申立てを認めること(いわゆる本案係属要件を不要とすること)も併せて検討することを想定している。

【意見】

- 現在、法定相続人から相続預金の法定相続割合での払戻しを求められた場合に、一定の手続を経てこれに応じている銀行も少なくない。このような実務からは乖離が少ないという側面がある。
- いわゆる「勝手な」払戻しが行われてしまうケース(銀行に相続開始の事実を告知する前に、かかる事実を秘して、特定の相続人が預金の払戻しを受けてしまうケース)があるため、銀行において、後に他の相続人への二重払いを強いられることになるリスクがあるほか、「勝手な」払戻しをした者が現金を手元に確保することとなり、相続人間での紛争の端緒となりうる(もっとも、これは乙案も同じである)。このうち、銀行の二重払いリスクについては、民法 478 条による免責を受けられるとの事務当局の見解が示されているところであるが、かかる見解の法令上の手当ても含めた検討を求める。

(2) 乙案(可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方)

[中間試案(該当箇所抜粋)]

- ① 預貯金債権等の可分債権(注1)を遺産分割の対象に含めるものとする。
 - ② 相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、原則として、可分債権を行使することができないものとする(注2)。
 - ③ 甲案の③から⑧までと同じ。
- (注1) 甲案の(注1)と同じ。
- (注2) 相続人全員の同意がある場合以外に、相続人に遺産分割前の権利行使を認める方策については、なお検討する。この点については、例えば、⑦各預金口座の相続開始時の残高(一口座当たりの上限を設けることが考えられる。)に一定割合を乗じた額に満つるまでは、相続人に権利行使を認めるものとすることや、①現行の審判前の保全処分(仮分割や遺産管理人の選任等)について、その特則を設け、発令要件を緩和するなどの措置を講ずること等が考えられる。

【意見】

- 乙案を採用するに当たっては、中間試案「(注2)」のように一定の場合に権利行使を認める方策(仮払い制度)が必須であり、これを検討する方向性には強く賛成する。仮払いの方策を検討する際には、債務者に判断を強いることのないような規律にすべきである。例えば、葬儀費用を理由とする預金の払戻しを例外として可能とした場合に、銀行に葬儀費用の多寡を含めた妥当性を判断させることは適切ではない。
- 可分債権を行使できる例外として、「相続人全員の同意がある場合」が挙げられているが、この場合における具体的な権利行使の手続については定められていない。この場面においても、法定相続分を超える割合の可分債権を取得した場合と同様の手続(「相続人の範囲を明らかにする書面を示して債務者に通知したとき」等)とするなど、銀行の預金払戻事務(払戻しの相手方や金額の特定等)に過度な負担とならないよう、法令上の手当てを含めた検討を求める。

(3) その他の意見

【意見】

- 預貯金債権は、差押え・相殺の主な対象であるから、甲案および乙案ともに現行法対比で、これらの実務に影響を与えるのか否かを明らかにされたい。影響を与える場合には、その場面およびその法律関係を明らかにすることを求める。例えば、相続人に対する債権者等からの相続預金のうち法定相続分を対象とする差押えは有効とのことであるが、乙案においては、第三債務者である銀行は、遺産分割が成立するまでは取立に応じる必要がないのか明らかでない。
- 法定相続分を超えて取得した預貯金債権につき対抗要件制度を設けることは、一般消費者にとって慣れない制度を創設することになる。したがって、相互の認識相違により、トラブルとなる可能性があることから、広く国民に周知を行うべきである（なお、この問題は、「第3 遺言制度に関する見直し」の「2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し」の「(1) 権利の承継に関する規律」において対抗要件制度が設けられる場面でも同様である）。
- 現行法下において、預貯金債権が（例外的に）遺産分割の対象とされた場合に法定相続分と異なる分配が合意されたときは、債権譲渡構成により規律されるものと理解している。今回の提案によれば甲案および乙案ともに、預貯金債権が遺産分割の対象となるため、法定相続分と異なる分配は、民法 909 条により規律されることになると思われるが、このような変更がなされることを明らかにされたい。また、この変更によっても、例えば、遺産分割前になされた差押えにもとづき払い戻した場合は、民法 909 条但書により保護されるといったことの明確化も求める。

第3 遺言制度に関する見直し

4 遺言執行者の権限の明確化等

(3) 個別の類型における権限の内容

〔中間試案（該当箇所抜粋）〕

ア 特定遺贈がされた場合

- ① 特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者が遺贈の履行をする権限を有するものとする。
- ② ①の規律は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合には適用しないものとする。

イ 遺産分割方法の指定がされた場合

- ① 遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産（動産、不動産、債権等）を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人（以下「受益相続人」という。）が対抗要件（注1）を備えるために必要な行為をする権限を有するものとする。
- ② ①の財産が特定物である場合においても、遺言執行者は、受益相続人に対してその特定物を引き渡す権限を有しないものとする。ただし、その特定物の引渡しが対抗要件となる場合には、①の規律を適用するものとする。
- ③ ①の財産が預貯金債権（注2）である場合には、遺言執行者は、その預貯金債権を行使することができるものとする。
- ④ ①から③までの規律は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合には適用しないものとする。

（注1） 特定の財産が債権である場合には、債務者対抗要件を含む。

（注2） ③により遺言執行者に権利行使を認める債権の範囲については、なお検討する。

【意見】

- 一般の遺言者は通常、預金や金融資産について遺言執行者に取立および換価させ、分配まですることを望んでいるものと思われ、実際の遺言執行実務においても、遺言執行者や受益相続人

はそのような手続を前提として行動しているものと思われる。よって、多くの銀行においても、その前提に沿うよう、遺言執行者による預金の払戻し等には柔軟に応じている。かかる観点から、部会において、遺言執行者の権限の範囲として、「特定遺贈や相続させる旨の遺言の対象となっている債権については、遺言において別段の定めのない限り、遺言執行者において、取立および換価を行うことができる」との規定を設けるべき旨提言してきたところである。預貯金債権の行使について遺言執行者の権限に含めるとする規定には、賛成する。

- また、(注2)の「権利行使を認める債権の範囲については、なお検討する」との点に関して、投資信託や公共債等といったその他の金融商品に関する権利行使ができるよう規律を設けることを求める。遺言執行者は、預金の払戻し請求はできるが、投資信託等の解約請求および解約金の受領はできないと明確にされた場合、例えば、遺言により預金と投資信託等が異なる相続人にそれぞれ相続されたケースにおいては、預金と投資信託等で取扱いが異なることになり、トラブルが生じることが考えられる。よって、こうした金融商品についても、原則として遺言執行者の解約および解約金受領の権限を認めるかたちとすることが円滑な遺言執行に資すると考える。
- なお、権利行使を認める債権の範囲に、投資信託や公共債等が含まれないとした場合であっても、例えば、遺言において「投資信託等に係る取立・換価権を遺言執行者に付与する」旨の記載があれば、遺言執行者にはかかる権限が与えられること(与えることを妨げるものではないこと)を明らかにされたい。

III II以外の各論点事項に対する意見

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し

- (1) 甲案(被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす考え方)

[中間試案(該当箇所抜粋)]

- 次の計算式(a+b)により算出された額が、現行の配偶者の具体的相続分を超える場合には、配偶者の申立てにより、配偶者の具体的相続分を算定する際にその超過額を加算することができるものとする(注1)。

(計算式)

$$a = (\text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より高い割合} \text{ (注2)})$$

$$b = (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より低い割合} \text{ (注3)})$$

$$\text{婚姻後増加額} = x - (y + z)$$

$$x = \text{被相続人が相続開始時に有していた純資産の額}$$

$$y = \text{被相続人が婚姻時に有していた純資産の額}$$

$$z = \text{被相続人が婚姻後に相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の額} \text{ (注4)}$$

$$\text{純資産の額} = (\text{積極財産の額}) - (\text{消極財産の額})$$

(注1) この超過額については、配偶者の具体的相続分を算定する際に現行の寄与分と同様の取扱いをすることを前提としているが、現行の寄与分との関係については、なお検討する。

(注2) 例えば、配偶者が①子と共に相続する場合には3分の2、②直系尊属と共に相続する場合には4分の3、③兄弟姉妹と共に相続する場合には5分の4とすること等が考えられる。

(注3) 例えば、配偶者が①子と共に相続する場合には3分の1、②直系尊属と共に相続する場合には2分の1、③兄弟姉妹と共に相続する場合には3分の2とすること等が考えられる。

(注4) 「相続によって取得した財産の額」とは、被相続人が相続によって取得した積極財産の額から被相続人が承継した相続債務の額を控除した額をいう。

【意見】

■ 法定相続分が不变である点では安定的とも評しうるが、婚姻から長期間経過後に婚姻当時の純資産額を把握することは困難となると考えられ、ひいては相続を巡る紛争が長期化する懸念が生じる。よって、甲案を採用した場合には、実務運用面での上記懸念を解消するための仕組みの検討を求める。

- (2) 乙-1案(婚姻成立後一定期間が経過した場合に、その夫婦の合意により[被相続人となる一方の配偶者の意思表示により他方の]配偶者の法定相続分を引き上げることを認める考え方)

[中間試案(該当箇所抜粋)]

- 民法第900条の規定にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、その婚姻成立の日から20年[30年]が経過した後に、その夫婦が協議により配偶者の法定相続分を引き上げる旨[被相続人となる一方の配偶者が他方の配偶者の法定相続分を引き上げる旨]を法定の方式により届け出たときは、相続人の法定相続分は、次のとおりとするものとする(注1, 2)。

ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は3分の2とし、子の相続分は3分の1とする。

イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は4分の3とし、直系尊属の相続分は4分の1とする。

ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は5分の4とし、兄弟姉妹の相続分は5分の1とする(注3)。

(注1) 法定相続分の引上げの有無に関する公示方法については、なお検討する。

(注2) この届出がされた後に届出の撤回を認めるかどうかについては、なお検討する。

(注3) 配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないものとすることも考えられる。

【意見】

■ 次の理由から、「乙ー1案」には問題点があると考える。

- ① 銀行は預金や貸金の承継手続に当たって、各相続人の法定相続分を把握するために、届出の有無を確認する必要が生じるが、当該確認手続は銀行・相続人双方にとって手続上負担となる。
- ② 夫婦両者の合意により引き上げる方式としたとしても、その際の意思能力の有無等で将来の争いを惹起することが懸念され、安定的な遺産分割または相続預金の円滑な払戻しの妨げとなる。
- ③ 届出後に遺言による相続分の指定があった場合については、補足説明において説明がなされているが、こうしたケース以外にも、先に遺言がある場合や、届出後の遺言がある場合において届出が撤回されるといった事態も想定される。よって、こうした届出と遺言との先後関係については、場面毎にその関係を明らかにするよう検討を進める必要がある。

(3) 乙ー2案(婚姻成立後一定期間の経過により当然に配偶者の法定相続分が引き上げられるとする考え方)

〔中間試案(該当箇所抜粋)〕

○ 民法第900条の規定にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、相続開始の時点で、その婚姻成立の日から20年[30年]が経過しているときは、相続人の法定相続分は、次のとおりとするものとする(注)。乙ー1案のアからウまでと同じ。

(注) 被相続人と配偶者の婚姻関係が破綻していた場合等を考慮して、前記規律の適用除外事由を設けるべきか否か、設ける場合にどのような適用除外事由が考えられるかについては、なお検討する。

【意見】

■ 「乙ー2案」が採用される場合には、次の点も踏まえた議論を求める。

- ① 婚姻期間の経過等を何らかの公示書面によって確認する必要が生じることから、例えば、戸籍にその旨を記載するといった、なるべく簡便かつ正確な確認が可能な手段を整備すべきである。
- ② 適用除外事由を設けるとした場合には、その適用除外に該当するかの争いの余地がないような規定にするなどして、後日、紛争にならない制度設計・運用を行うべきである。
- ③ 遺産分割配偶者の法定相続分引上げに伴い、それに連動して遺留分も増加することになる。現行法にもとづき遺言を作成した遺言者が死亡した際に、本規律が適用された場合には、配偶者の遺留分が増加する。その結果、遺留分侵害のないように遺言を作成したつもりであっても、本規律が適用された結果、配偶者が他の相続人等に遺留分減殺請求が可能となる場合が生じ、混乱が生じることが想定されることから、このような混乱が生じないよう経過措置を講じるべきである。

第3 遺言制度に関する見直し

3 自筆証書遺言の保管制度の創設

[中間試案(該当箇所抜粋)]

- ① 自筆証書遺言(以下「遺言書」という。)を作成した者が一定の公的機関(注1)に遺言書の原本の保管(注2)を委ねることができる制度を創設するものとする。
 - ② ①の保管の申出は、遺言者本人に限り、することができるものとする。
 - ③ 相続人、受遺者及び遺言執行者(以下「相続人等」という。)は、相続開始後に、①に基づく保管の有無を確認することができるものとする(注3)。
 - ④ 相続人等は、相続開始後に、①に基づき保管されている遺言書の原本を閲覧し、又は正本の交付を受けることができるものとする(注4)。
 - ⑤ ①に基づき保管された遺言書については、検認を要しないものとする。
 - ⑥ ①の公的機関は、相続人等から④に基づく申出がされた場合には、申出人以外の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならないものとする。
- (注1) 保管を行う公的機関としては、保管施設の整備等の必要性、転居時等における国民の利便性及びプライバシー保護の重要性を考慮し、全国で統一的な対応をすることが可能な機関を想定しているが、この点については、なお検討する。
- (注2) 原本を保管する際、災害等による滅失のおそれを考慮し、遺言書の内容を画像データにしたもの別個に保管することを想定している。このため、公的機関で保管をするに当たっては、仮に遺言書が封緘されていた場合であっても、遺言者本人の了解を得てこれを開封した上、画像データを作成することを想定している。なお、遺言書の保管をする際には、遺言者に遺言書の謄本を交付することが考えられる。
- (注3) 相続人が①に基づく保管の有無の確認をするときは、戸籍謄本等の提出を受けて、相続人であることを証明させることを想定している。
- (注4) 遺言書の原本は、相続開始後も、相続人等には交付せず、①の公的機関で一定期間保管することを想定している。

【意見】

- 中間試案で提示されている規律は、国民に保管の義務を課すものではないことから、自筆証書遺言の紛失や相続人による隠匿・変造、発見の遅れ、真正性等に関する紛争を完全に防止することはできないものの、一定の効果はあると考えられるほか、遺言に関する手続の円滑な実施にも寄与するものと見込まれるため、制度創設に賛成する。より国民にとって使い易く、また、簡便な制度とされるよう検討を進めることを求める。
- 検認には、遺言の保存のほか、相続人の範囲の確認および相続人宛の連絡手続の代替という実務上のメリットがある。したがって、保管された自筆証書遺言について、検認を不要とする場合には、公的機関により、これと同等の確認・手続がなされる仕組みとすることを求める。

4 遺言執行者の権限の明確化等

(4) 遺言執行者の復任権・選任・解任等

[中間試案(該当箇所抜粋)]

- ① 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせができるものとする。この場合において、やむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負うものとする。
- ② 遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務の全部又は一部を辞することができるものとする。
- ③ 遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の

申立てにより、遺言執行者を解任することができるものとする。

- ④ 遺言者が選任した遺言執行者が相当の期間内にその任務に属する特定の行為をしない場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、当該行為について遺言執行者の権限を喪失させができるものとする。
 - ⑤ 家庭裁判所は、②から④までの場合において必要があると認めるときは、受遺者又は相続人の申立てにより（注）、新たに遺言執行者を選任し（②又は③の場合）、又は特定の行為について権限を有する代理人を選任することができるものとする（②又は④の場合）。
- （注）②の辞任によって新たに遺言執行者を選任する必要がある場合については、従前の遺言執行者にも申立権を認められることが考えられる。

【意見】

- 遺言執行者の権限喪失事由として「相当と認めるとき」と規定することは、広範に過ぎると考えられ、濫用的な申立てにより遺言執行に支障が生じかねないと懸念される。遺言執行者が相当の期間内にその任務に属する特定の行為をしない（できない）場合には、相続人間における遺言の有効性等に関する争いの存在、相続人の一部による妨害行為など、様々な理由があるため、遺言執行者の権限を喪失させる旨の申立てが不必要に行われないような仕組みの検討を求める。
- 遺言執行者の復任権を広範に認めること自体については賛成するが、払戻し請求を受ける銀行の立場からは、委託された第三者であること（または、当該第三者が預金債権に係る権利行使について委託されていること）が客観的に明らかとなる仕組みを設けることを求める。また、複数の者に委託することも想定されることから、それらの者のいずれかに預金払戻し等を行えば足りることを明らかにされたい。

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

〔中間試案（該当箇所抜粋）〕

遺留分減殺請求によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を改め、遺留分減殺請求によつて原則として金銭債権が発生するものとしつつ、受遺者又は受贈者において、遺贈又は贈与の目的財産による返還を求めることができる制度を設けるものとする。

【意見】

- 現在、相続預金の払戻しの実務においては、遺留分減殺請求がなされると、銀行は受遺者から遺言どおりの払戻しを請求される一方で、遺留分権利者からも払戻しを請求されることがあるが、銀行は遺留分侵害額や最終的な相続預金の帰属が分からぬいため、いずれにも対応できない事態が生じることがある。遺留分減殺請求権の物権的効果により、遺言の円滑な執行が妨げられ、さらに第三者も紛争に巻き込まれている現状等を踏まえた場合、物権的効果の見直しを行うとする中間試案に強く賛成する。
- ただし、乙案には反対であり、甲案に賛成する。乙案においては、現物返還の主張がなされたときに物権的効力が生じるとされているため、乙案を採用した場合は、上記のとおり、遺言の円滑な執行等への阻害要因になると考えられる。
- なお、仮に乙案を採用した場合、現物返還の主張がなされたことを銀行が知らない間に、相続人からの（当該返還対象債権につき）払戻し請求があり、銀行がこれに応じたケースにおいては、銀行は、民法478条による免責により保護されることを明確化することを求める。

IV その他

1 公正証書遺言に係る安定性確保

【意見】

- 公正証書遺言について、遺言者の遺言能力欠如などを理由にその有効性が争われる事案も少なくなく、銀行も相続人間の紛争に巻き込まれるケースが多い。また、預貯金債権等を遺贈する内容の公正証書遺言について、口授要件(民法 969 条 2 号)が否定された裁判例も複数みられる(近時のものとして、宇都宮地判 平成 22 年3月1日 金判 1436 号 96 頁等)。よって、公正証書遺言については、公証人において遺言能力の判断が正確に行われていることを担保する制度や、債務者や第三者が公正証書遺言の内容を信用した場合は免責されるとの規律を設けること等も検討することを要望する。

2 死因贈与(民法第 554 条)に係る検討

【意見】

- 遺言に類するものとして、死因贈与(民法 554 条)がある。相続預金の払戻しの実務においては、死因贈与によるケースもあるが、その有効性等に関しては判然とせず、対応に苦慮するケースがある。死因贈与に関しても、対抗要件等の考え方に関し、遺言に準じて何らかの整理を行うことが被相続人の意思の円滑な実現に資するものと考えられることから、検討することを要望する。

以 上